

令和 2 年度 教職員の学校ルール

新見市立哲西中学校

1 教育公務員として意識に関すること

- ・「全体の奉仕者」であることを自覚し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動する。
- ・生徒、保護者、地域住民から厳しい視線が注がれていることを常に認識する。
- ・勤務時間外であっても、自分の行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動する。
- ・不祥事があったとき、学校や教育全体、また、家族などの周囲の人々に取り返しのつかない深刻な打撃を与えることを認識しておく。

2 生活に関すること

- ・過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルに金をつぎ込んだりするなど教育公務員としてふさわしくない行為をしない。

3 校務に関すること

(1) 情報管理、守秘義務

- ・個人情報に関する電子データの管理や校務で使用するパソコン、記憶媒体の保管の仕方において盗難や情報漏洩に対する対策→教頭が窓口となり U S B の本数を定期的に確認する。また、U S B を使用する場合には教頭（不在の場合は校長）へ申し出る。返却する場合も同様とする。
- ・個人情報に関する書類等は施錠可能な場所に保管し、学校外に持ち出さない。
- ・職務上知り得た秘密は他人にももらしたり、他人に聞こえるような場所で話題にしない。
- ・原則として、スマートフォン(携帯電話)の職員室外への持ち出しをしない。

(2) 体罰

- ・体罰は学校教育法で禁止されており、肯定か否定かという議論は成立しない。体罰は生徒の人権を侵害する行為であり、指導として絶対許されない。
- ・生徒に対する懲戒と体罰との違いについて、研修等でしっかりと理解する。

(3) セクシャル・ハラスメントやわいせつ行為

- ・生徒とメール、ライン等 S N S を使ったやりとりは禁止する。
- ・生徒の相談を受けたり、個別指導を行った場合は、その内容を必ず管理職や関係職員に報告する。
- ・個別指導を行う場合は教員は複数で対応し、密室で 1 対 1 の状況を作らない。

- ・生徒・保護者・他の教職員に対してセクシャル・ハラスメントとなるような言動をしない。

- ・わいせつ行為は、被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に一切関わらないという強い意志を持って生活する。

(4) 学校備品、公金等の取り扱い

- ・学級会計、教材費等の学校徴収金については、「学校徴収金管理マニュアル」に従い、厳正に対応すること。

- ・職場の備品や消耗品は絶対に持ち帰らない。

- ・一時的な立て替えであっても、公金は絶対に流用しない。

4 校務外に関すること

- ・飲酒をした場合、いかなる状況でも、絶対に車輛（含自転車）を運転しない。

- ・翌朝にアルコールが体内に保有されることのないよう深夜まで飲酒をしない。

- ・車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗したりしない。

- ・交通法規を守り、常に緊張感をもって運転する。万一、交通事故を起こした場合は、被害者救済を最優先に考え、誠実に対応するとともに、管理職に速やかに報告を行うこと。